原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言

東京電力福島第一原子力発電所事故から１５年余りが経過したが、今なお多くの住民が避難を続けており、事態の早期収束に向け、国や事業者が一丸となって取り組む必要がある。

また、令和６年能登半島地震を受けて、原子力発電所の安全性や避難計画の実効性を懸念する声が多く上げられている。

こうした中、全国に立地している原子力施設の安全確保が何よりも重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、常に最新の知見を踏まえ、新規制基準の見直しを行うとともに、厳正かつ迅速に適合性審査を行い、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

併せて、原子力防災対策については、原子力災害対策指針で連携が必要とされている一般的な災害対策も含め、平成２８年３月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の対応方針に沿って、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方自治体が講じる対策について、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備を図ることが必要である。特に、令和６年９月の原子力関係閣僚会議において確認された「避難対策を中心とする具体的対応の方針」については、多くが原子力施設立地地域に共通するものであることから、関係地方自治体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要がある。

国民及び国土の安全確保のため、原子力施設の安全対策や防災対策の強化を図り、事故は起こり得るものとの前提に立ち、あらゆる対策を講じることが重要であり、現時点において、国が責任を持って早急に取り組むべき事項について、次のとおり提言する。

第１章　東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る対策について

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組が、国民の理解のもと、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは被災地の復興の大前提である。一方で、令和５年度には作業員の身体汚染、令和６年度には２号機の燃料デブリ試験的取出作業の中断など重大なトラブルが発生しており、廃炉の行く末に不安を持たざるを得ない状況となっている。また、今なお、避難を続けている国民が多数いることも重く受け止め、事態の早期収束・廃止措置の早期完了に向け、国内外の英知を結集し、国が前面に立ち、責任を持って取り組むとともに、これら避難を続けている人々に対する適切な支援や除染等の着実な実施、各産業分野における風評の払拭、原子力災害の風化防止対策など、政府一丸となって取り組むこと。

１　廃止措置について

廃止措置を進めるに当たっては、廃炉作業の安全が確保されるよう東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に強く求めるとともに、国としても、指導・監督を徹底し主体的に取り組むこと。

（１）　地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化に取り組み、より一層の安全確保に努めること。

（２） 使用済燃料の取出しに向けた原子炉建屋の解体、がれき撤去などの放射性物質が飛散する可能性がある作業や廃棄物処理設備の運用等においては、飛散防止対策と放射線モニタリングを徹底して行うこと。

（３） 今後も被ばくリスクの高い作業が行われる予定であるため、廃炉作業を担う作業員の被ばくについて、一層の管理や低減対策を徹底すること。

（４） 作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境を整備すること。

（５） 廃止措置に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な確保・育成に取り組むこと。

（６） 迅速かつ正確な通報・連絡、情報公開の徹底はもとより、廃止措置に向けた取組状況等について、国民に分かりやすく丁寧な説明を行うこと。

（７） 新たな風評を発生させないという強い決意のもと、万全な風評対策を講じること。また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任を持って対応すること。

２　ＡＬＰＳ処理水について

令和５年８月からＡＬＰＳ処理水の海洋放出が開始されたが、長期間にわたる取組であることから、国は、処理水の問題は福島県だけでなく、日本全体の問題であるとの認識のもと、「ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき政府一丸となって、最後まで全責任を全うすること。

また、処理水放出に伴う中国政府等による日本産水産物の輸入停止措置は、中国政府における水産物輸入停止措置が令和７年６月に条件付きで一部解除されたものの、一部の国、地域では未だに輸入停止措置が継続しており、漁業をはじめ関連産業に大きな影響を及ぼしていることから、国は、引き続き中国政府等との外交上の対応による輸入停止措置の即時撤廃や輸出に係る条件の撤廃、関係者が被る全損失への責任を持った対応などの万全な対策を講じること。

（１） タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、処理過程における透明性の確保や、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。また、海洋放出により空になったタンクの中長期的な解体計画と敷地利用計画を明らかにし、その進捗等について分かりやすい情報発信を行うよう東京電力を指導すること。

（２） 希釈放出設備の適切な維持管理による安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

（３） 処理水の元となる汚染水発生量の低減が重要であることから、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、更なる低減に向けて、様々な知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むこと。

（４） トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリングの結果、希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うとともに、ＩＡＥＡ等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

（５） トリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

第２章　原子力施設の安全対策について

１　実効性ある原子力規制の実施と国の説明責任について

（１） 新規制基準等に関すること

新規制基準等については、より一層の安全性向上のため不断に見直すとともに、その内容を国民及び地方自治体に分かりやすく説明すること。

ア　福島第一原子力発電所の事故の原因や対応を徹底的に究明し、そこから得られた教訓や新たな知見等を総括するとともに、必要な知見を原子力規制に取り入れること。

イ　原子力施設の安全性向上のため、令和６年能登半島地震で得られる新たな知見など、国内外における最新の知見を収集するとともに、安全研究に取り組み、関係機関や学会、専門家等の意見を聴きながら幅広い議論を行い、手続きを明確にした上で、新規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

ウ　原子力規制上の安全目標については、設定の考え方や意義、新規制基準との関係などを明らかにして公表するとともに、継続的に検討を行うこと。

（２） 安全規制の実施に関すること

科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制に取り組むとともに、評価・審査の結果について国民及び地方自治体に分かりやすく説明し、安全対策等の実施主体である事業者に対し厳正な指導・監督を行うこと。

ア　事故は起こり得るものとの前提に立ち、たとえ重大事故が発生したとしても放射性物質の大量放出を伴う事態を生じさせないよう、深層防護、多重防護を徹底し、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。

イ　原子力規制委員会における評価・審査に当たっては、審査方法を明確にした上で幅広い分野の専門家の意見を聴くとともに、国及び事業者の調査結果や蓄積されたデータを踏まえ、科学的・技術的根拠に基づき判断すること。また、東日本大震災等の巨大地震や大津波により大きな影響を受けた原子力発電所については、施設の健全性を考慮した審査を行うこと。

ウ　事業者による核物質防護に関する取組について、より厳格に日常検査を実施すること。また、核物質防護上の問題が発生した場合、当該事業者の管理能力を評価し、結果を公表すること。さらに、国や事業者による情報公開の在り方を検討すること。

エ　事業者に対し、最低限の規制要求事項を満たすだけでなく、安全性向上の評価を含め、更なる安全性の向上と安全文化の醸成に向けた自主的かつ継続的な取組を行うよう促すこと。

　また、研究開発施設等においても、放射性物質の管理や取扱いなどに係る安全管理体制の厳格化を促すこと。

オ　国の「今後の原子力政策の方向性と行動指針」で示されている運転サイクルの長期化や定期検査の効率的実施等については、科学的・技術的根拠に基づいた厳格な安全規制を行うこと。

カ　運転開始後３０年を超えて運転する発電用原子炉に係る施設の劣化を管理するための長期施設管理計画の認可制度について、科学的・技術的根拠を明確に示すとともに、審査結果については、国民に不安を与えることのないよう、運転延長の間の安全性について、規制制度の全体像と併せて分かりやすく丁寧に説明すること。

キ　原子炉圧力容器の照射脆化の研究を始めとした高経年化対策に関する技術情報基盤の整備や安全研究の一層の推進を図り、最新の知見に基づく不断の検討を重ね、高経年化原子炉の安全確保に万全を期すこと。

ク　原子炉の廃止措置が安全かつ着実に進められるよう、原子炉本体の解体技術などの高度化に努めるとともに、廃止措置計画を厳正に審査し、廃止措置の工程や周辺環境への影響等の審査結果について、住民及び地方自治体に丁寧な説明を行うこと。

ケ　廃止措置の実施に当たっては、高速炉も含め安全確保に万全を期すとともに、検査等の結果について住民及び地方自治体に丁寧な説明を行うこと。

（３）　原子力規制委員会に関すること

　原子力規制委員会については、様々な指摘や提言を踏まえ、引き続き高い独立性や専門性、徹底した情報公開による透明性などの確保に努めるとともに、地方自治体等の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。

ア　「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という委員会の組織理念を達成するため、関係省庁、地方自治体、関係団体等との意思疎通を図るとともに、外部評価機関の新設など、組織の健全性や信頼性を評価、改善できる仕組みを構築すること。

イ　原子力施設に係る新規制基準への適合性審査については、設備運用に係るソフト面の規制を含め厳正かつ迅速に行えるよう審査体制の拡充・強化を図ること。

ウ　既に適合性審査に係る申請がなされている原子力施設について、審査の長期化は住民の不安につながることから、審査手順の改善等を図るとともに、安全性の確保のため施設と地震・津波に関する審査を遅滞なく着実に実施すること。

エ　原子力規制検査制度については、セーフティ側だけでなくセキュリティ側についても現場を重視した実効性ある安全規制を進めるとともに、検査官の検査技術の維持・向上及び厳正かつ厳格な検査の実施に努めること。併せて、地方自治体の意見も踏まえ、継続的な改善に努めること。

オ　原子力規制検査の制度や検査結果も含め、責任を持って国民及び地方自治体に分かりやすく、かつ丁寧に説明すること。

カ　現地の規制事務所の人員体制については、事故制圧・防災体制を一層強化するため、抜本的に充実強化すること。

（４）　原子力発電所で発生した不正行為に関すること

令和８年１月５日に中部電力株式会社（以下、「中部電力」という。）が発表し、１月１４日に原子力規制委員会が報告徴収命令の決定等を行った「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不正行為」については、中部電力及び原子力発電事業に対する国民の信頼を損なう重大な事案であることから、国は、徹底した原因究明と再発防止を進め、原子力施設の安全性や信頼性の確保に最大限取り組むこと。

ア　本事案に関し、電気事業法第１０６条第３項の規定に基づく報告及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６７条第１項の規定に基づく報告を厳密に検証し、然るべき指導・監督及び監視を事業者に対して行うこと。

イ　国民の安全を最優先に、本事案に対する原因究明の結果と、地域の安全性にどのような影響があったのかを分かりやすくかつ丁寧に公表すること。

ウ　本件のような事案を二度と起こさせないよう、審査体制及び方法の見直しや、不正を行った事業者への厳しい処分を制度化するなどの再発防止を徹底すること。

２　原子力施設の安全性及び再稼働等の判断に係る国の責任について

原子力施設の安全性の確保と利用については、国が責任を持って取り組むこと。

（１）　第７次エネルギー基本計画で示した原子力の活用に係る国の方針や考え方については、その前提となる安全性の確保や、原子力災害時の対応等と併せて、原子力施設立地地域及びその周辺地域はもとより、広く国民の理解が進むよう、国が主体的に、分かりやすく丁寧な情報発信に取り組むこと。

（２）　原子力施設に係る新規制基準や適合性審査の状況・結果等については、地方自治体の要望を踏まえ、原子力規制委員会の責任において、国民及び自治体に十分に説明し、理解を得るよう、主体的に取り組むとともに、その内容について分かりやすく公表し、問合せ窓口を設置することなどにより、理解促進に努めること。

（３）　現在検討が行われている特定重大事故等対処施設の設置に係る経過措置の起算点の改正については、安全側への改正ではないことから、理由を明確にするとともに、国民の理解と納得が得られるよう、説明責任を十分に果たすこと。

（４） 原子力施設の安全性については、新規制基準への適合性審査の結果だけでなく、万一の事故や原子力災害に係る国の対策の状況、事業者の運営能力など総合的な観点から判断するとともに、その理由を国民及び地方自治体に十分に説明すること。

（５） 原子力発電所の再稼働及び高経年化原子炉の運転延長については、エネルギー政策上の重要性や必要性等も十分に考慮し、国が一体となって責任を持った判断をするとともに、その経緯や結果について、国政を預かる立場の者が国民及び地方自治体に十分に説明し、理解を得るよう、国として主体的に取り組むこと。

（６） 万が一事故が起きた場合には、被災者への賠償を含め、国が責任を持って対処すること。

（７） 原子力施設における事故やトラブルの情報については、国民及び地方自治体に対する説明責任を十分に果たすこと。

３ バックエンド対策について

（１） 使用済燃料対策に関すること

使用済燃料対策については、原子力施設立地地域だけの問題ではなく、電力を消費する国民全体の問題である。国は第７次エネルギー基本計画で示した「中間貯蔵施設等に貯蔵された使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ搬出するという方針」に基づき、前面に立って主体的に対応し、取組を着実に進めること。

ア 使用済燃料貯蔵は、再処理までの一時的な保管であり、国は、再処理までの保管の在り方を含め関与を強化するとともに、事業者全体が一層の連携強化を図り、確実に搬出するよう責任を持って指導すること。また、乾式貯蔵などの安全性も含め国民に分かりやすく説明すること。

イ 使用済ＭＯＸ燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を速やかに示すこと。

ウ 試験研究炉の使用済燃料についても、一時的な貯蔵であるにもかかわらず、具体的な搬出計画がない状況では、敷地内での貯蔵の長期化が懸念されることから、国は、事業者とともに、搬出に向けた具体的な道筋を示すこと。

エ プルサーマルについては、六ヶ所再処理工場の竣工が近づく中、第７次エネルギー基本計画において、『「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を踏まえ、プルトニウム保有量を適切に管理し、削減に取り組む。』としていることから、同工場で回収されるプルトニウムの着実な利用を進め、段階的な再処理量の増加に対応できるよう、国は事業者とも連携し、必要な対応を進めること。

（２） 高レベル放射性廃棄物等に係る最終処分地の早期選定に関すること

高レベル放射性廃棄物等の最終処分は、全国的に非常に重要な課題であり、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の施行から２５年が経過したが、未だ最終処分地の選定には至っていない状況にあるほか、現在保管されている、海外から返還された高レベル放射性廃棄物のうち、初期に搬入したものは、一時貯蔵管理期間３０年間から５０年間に対し、既に３１年が経過していることから、早期選定に向け、令和５年４月に改定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に基づき、国は、政府一丸となって、かつ政府の責任で最終処分に向け取組を一層加速すること。また、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」については、平成２０年を最後に改定されていないことから、改定に向けて早急に検討すること。

ア 最終処分地の選定の問題は、原子力施設の所在の有無にかかわらず、その負担は国全体で分かち合うべきであり、国民的な議論が必要な問題である。そのため、国が前面に立ち、電力消費地である都市部を含む全国において、最終処分に関する知識を普及させるとともに、国民の関心を深めるため、積極的に情報公開に取り組むなど、最終処分事業の理解促進に一層努めること

イ 国は、地方自治体に対し、最終処分に関する情報提供を緊密に行うとともに、積極的に意見を聞き、丁寧な対話を重ねていくこと。併せて、国と自治体との協議の場の設置や関心地域への国からの段階的な申入れ等については、全国の自治体を対象に具体的な進め方を明確に示し、地域それぞれの実情を十分に踏まえ、詳細説明を行った上で、誠実かつ慎重に進めること。

ウ 令和８年１月に経済産業大臣から全都道府県知事に対して発出された、原子力利用に伴う課題解決に向けた協力を求める旨のレターを踏まえ、国として更に一歩前に出て全国的な理解活動に取り組むこと。また、処分地の選定については、国の責任において着実に進めること。

エ 地層処分に関しては、廃棄物の減容化や有害度低減に係る技術開発の推進及びその情報発信を行うなどの取組を加速させること。

オ 原子力発電所の廃止措置や原子力の試験研究等に伴い発生する低レベル放射性廃棄物についても早期に最終処分を行うため、国は、国民の理解促進に努めるとともに、事業者に対して取組の加速を促すなど、積極的に取り組むこと。

４ 原子力に関する人材育成及び研究開発について

原子力分野における技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国が責任を持って人材育成及び研究開発等に取り組むこと。

（１） 国が、中長期的な視点で、地方自治体も含め原子力分野の人材育成等に着実に取り組むこと。

（２） 地震・津波対策を含め、原子力施設の安全確保に必要な研究開発予算を十分に確保し、その促進を図ること。

（３） 試験研究炉等の研究開発施設については、人材育成や研究開発のための基盤整備に向けた長期的な方針を具体的に示すとともに、高経年化対策を始めとする安全対策や廃止措置、放射性廃棄物の処理処分などを含めた予算・人材の十分な確保を図ること。

第３章　原子力防災対策について

１　原子力防災体制の強化について

（１）　原子力災害対策指針に関すること

原子力災害対策指針については、これまでの自然災害の経験、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定していくこと。また、改定の際には事前に地方自治体等に説明し、聴取した意見を適切に反映していくこと。

ア　原子力災害対策指針の防護措置について、段階的な避難や屋内退避の有効性などの考え方を、放射線による被ばくの影響を含め、科学的・技術的根拠に基づき、国民に対して丁寧に分かりやすく説明すること。

イ　令和６年能登半島地震を踏まえ、自然災害により、建物や道路が損壊した状況下での避難や屋内退避に係る運用について訓練の検証結果や地方自治体の意見を踏まえて継続的に検討するとともに、速やかに示すこと。

ウ　屋内退避について、鉄筋コンクリート構造で陽圧化した放射線防護対策施設だけでなく、木造住宅を含む一般住宅においても、住民が安心して屋内退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示した上で、国民に対して丁寧に分かりやすく説明すること。

エ　屋内退避中における一時的な外出に係る具体的な範囲や留意点など、運用手順をより明確化するなど、引き続き、実効性の向上に取り組むこと。また、国民や地方自治体に対して丁寧に分かりやすく説明すること。

オ　屋内退避中の住民生活維持のために必要な民間事業者等の活動について、関係省庁から関係団体等に対して具体的な運用も含めた協力依頼を行うなど、地方自治体の体制整備・運用の支援に省庁横断的に取り組むこと。

カ　安定ヨウ素剤の配布や服用に係る判断根拠を速やかに示すこと。

キ　原子力施設の事故に伴う放射線の被ばくによる健康影響を適切に把握するため、住民等の被ばく線量の評価方法を速やかに示すこと。

ク　ＯＩＬの初期設定値の変更、中期モニタリングや住民との情報共有の在り方など、今後、検討が必要とされる事項についても速やかに検討を行い、原子力災害対策指針に反映すること。

（２）　原子力防災体制の確立に関すること

地方自治体の意見を踏まえ、令和６年能登半島地震も念頭に、複合災害や重大事故を想定し、原子力防災対策を充実させること。

ア　災害対策における地方自治体の役割の重要性を踏まえ、自治体と国、事業者との緊密な連携協力体制の整備に向け、法整備も含めて国が主体的かつ速やかに対応すること。

イ　防災業務関係者の安全確保のため、現在、放射線防護に係る基準が法令で定められていない緊急時の防災業務関係者について、適用すべき基準を速やかに法令で定めること。

ウ　複合災害時には、自然災害と原子力災害の対応を連携・調整し、一元的に進めることになるため、初動段階からの国による支援が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備すること。

エ　複合災害や重大事故に備え、警察、消防、海上保安庁、自衛隊の実動組織の支援内容、現地における指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、「実動組織の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続きオンサイト対策も含め、必要な資機材の確保など具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

オ　実動組織による迅速な対応が図られるよう、原子力施設外においても被ばくに関する規制を設けるなどの法制度の見直しや、オンサイト対策及びオフサイト対策に必要な特殊部隊の創設などを検討すること。

カ　事故発生時における原子力施設の安全確保のため、意思決定や指揮命令系統などに関する法整備など、国の体制整備に取り組むこと。

キ　原子力緊急事態支援組織に対して、全国の発電所において実践的訓練を実施させるなど、国が継続的な検証を指導するとともに、原子力災害対応資機材の技術開発を支援すること。

ク　オフサイトセンターについて、法令又はガイドラインに国が設置や運営の主体であることを明記するとともに、機能班に配属される各職員の役割を明確にすること。

ケ　地方自治体職員やバス事業者等民間事業者への原子力防災研修について、国の責任において実施するとともにその内容を充実すること。

コ　緊急時の対応について、住民が円滑・確実に避難できるよう、民間事業者と実動組織との連携を通常時から図ること。

サ　国は、地方自治体が実施する原子力防災訓練をより実効性のあるものとするため、オフサイトセンターへの関係要員の派遣など、地域からの支援要請に積極的に対応すること。また、事故の際に円滑に対応できるよう、原子力災害現地対策本部長を含め関係要員は、平時から現地の状況確認に努めること。

シ　原子力防災体制の確立に当たり省庁横断的に進める必要がある対策について、国は地域原子力防災協議会において、各地域の取組状況を把握し、具体的な対策を提示するなど、地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

ス　原子力施設の所在地域及びその周辺において情報収集事態や警戒事態に相当する地震や津波等の自然災害が発生した際、ＥＡＬに至らない原子力施設の故障等の事象であっても、住民の不安をあおるような偽情報や誤情報が多くインターネット上に拡散されていることから、国は責任を持って施設の状況や事象進展の見込みなど正確な情報を地方自治体や報道機関に提供するとともに、国民に丁寧な説明を行うこと。また、報道機関に対し、事実に基づいた正確な報道を求めること。

（３）　原子力施設に対する武力攻撃事態等への対処に関すること

令和４年３月からのウクライナのザポリージャ原子力発電所への武力攻撃をはじめ、昨今の国際情勢の悪化に伴い、原子力施設が武力攻撃の標的となる事例が相次いでいることは、原子力施設の安全と核セキュリティを脅かし、我が国の原子力施設の立地地域においても大きな不安を与えるものである。早急に原子力施設の警備体制の充実・強化を図るとともに、我が国に対して武力攻撃事態等の脅威が直接及ぶことのないよう、あらゆる外交努力を尽くすこと。

ア　原子力施設への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。

イ　突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

ウ　原子力施設に対するミサイル攻撃が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に努めること。

エ　万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。

オ　警察、消防、海上保安庁、自衛隊、地方自治体、事業者等の関係機関が連携し、事態の進展に応じた住民避難の手段の確保など、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。

カ　原子力事業者が、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護事案又は同事案と疑われる事象を覚知した際は、不確かな情報を含んでいたとしても躊躇することなく直ちに通報連絡を行い、各関係機関が速やかに必要な防災体制に移行できるよう、国は、通報連絡の判断基準及びその連絡票の様式を改善し、通報の即時性及び情報の正確性の両立に取り組むこと。また、核物質防護事案の公表の在り方についてマニュアル等を整備し、事案が発生した場合には速やかに公表すること。

（4）　原子力施設周辺上空の飛行規制及びテロの未然防止に関すること

原子力施設周辺上空の飛行規制及びテロの未然防止については、国が責任を持って取り組むこと。

ア　原子力施設への航空機落下のリスク低減のため、原子力施設周辺上空の適切な飛行禁止区域等の設定（飛行禁止又は航空機の飛行に係る最低安全高度の設定等）について、関係省庁間で連携し、早急に法令改正等を行うこと。

イ　原子力施設周辺上空から小型無人機等の侵入を許すことがないよう、警察及び海上保安庁は小型無人機等飛行禁止法を厳格に運用すること。また、事業者及び原子力規制庁、警察、海上保安庁、自衛隊が連携し、あらゆる可能性を排除することなく、早期の検知や、万一の侵入に備えた飛行妨害、無力化などの具体的な対策強化に取り組むこと。

ウ　令和８年６月、小型無人機等飛行禁止法が改正され、対象施設周辺の飛行禁止範囲を拡大する等の規制強化が行われたが、今後も技術の進展等に速やかに対応し、更なる侵入対策の強化に不断に取り組むこと。

エ　原子力施設に対するテロの未然防止のため、国内のみならず国際的な連携も強化し、情報収集や国際協力に努めること。

２　具体的な原子力防災対策について

（１）　避難対策に関すること

複合災害発生時においても、住民避難等の防護措置を迅速かつ円滑に実施するため、国が責任を持って取り組むこと。特に、令和６年能登半島地震の状況を念頭に、地震との複合災害時の住民避難等の取組について、国において早急に検討を行うとともに、複合災害時の避難行動について、国民に対して分かりやすく説明すること。

ア　耐震性を備えた屋内退避施設の整備、家屋の耐震化や倒壊した場合の対応、ライフラインの確保など、屋内退避が継続できる環境整備について、地方自治体の意見を十分に聴いた上で、支援を強化すること。

イ　避難のための道路や港湾等のインフラ、公共施設等について、地方自治体の意見を聴きつつ、国が主体となって早急に整備を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。また、避難路については、地方負担を求めず国が責任をもって整備することを早急に制度化するとともに、緊急時避難円滑化事業の充実を図るなど、安全かつ迅速な避難のための交通基盤整備を促進すること。加えて、自家用車による避難の際の燃料不足を回避するため、住民拠点サービスステーション等の整備を促進すること。

ウ　県境を越えるなどの広域避難について、国が主体的に地方自治体や運輸事業者等と調整を行い、避難先・具体的な避難手段の確保及びその要請の仕組みを構築すること。また、広域的な交通管制についても国が責任を持って警察や道路管理者等と調整を行うこと。

エ　避難先への迅速な人的支援や、避難受入に必要となる資機材等の具体的な整備基準の策定、国による大規模備蓄施設の整備など、物的支援ができる体制に加え、避難の長期化も想定した、みなし仮設住宅などの住宅確保の体制を構築すること。

オ　避難行動要支援者の避難体制について、地域原子力防災協議会における検討も踏まえながら、必要な車両や資機材、医療従事者等の確保、自衛隊等による迅速な搬送体制の整備、避難先となる医療機関や社会福祉施設等の確保などに係るマニュアル等を整備するとともに、国として、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できる具体的な支援体制を確立すること。

カ　避難行動要支援者の避難対象施設に対し、地方自治体が進める避難訓練や研修・説明会等の取組について、必要な支援・協力を行うこと。

キ　原子力災害対策指針において、施設敷地緊急事態要避難者として明記された妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等が、円滑に避難できる体制を構築すること。

ク　ＵＰＺ外の社会福祉施設等において、ＵＰＺ内施設の利用者を避難先として受け入れる場合は、定員超過での受入や費用負担の特例に係る必要な措置を講じること。

ケ　民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

コ　地震、津波などとの複合災害時の道路啓開について、道路管理者・建設事業者・実動組織等による実効的な体制を、関係省庁の連携のもと、国が責任を持って構築すること。

サ　離島・半島、山間地、豪雪地については、自然災害等による集落の孤立化が想定されるため、空路や海路による避難のためのヘリポートや港湾の整備や必要とされる放射線防護対策施設の確保、実動組織による確実な支援体制など、関係省庁の連携のもと、具体的な対策を確立すること。

シ　冬季に原子力災害が発生した場合の避難道路の確保について、関係省庁の連携のもと、除排雪体制の構築など具体的な対策を確立すること。

　特に、高速道路と国直轄管理道路などの主要幹線道路の管理者間の連携や体制の強化について、地域原子力防災協議会において、必要な検討を行うこと。

ス　避難住民や避難車両、船舶等に対する避難退域時検査及び簡易除染について、原子力規制庁が新たに示した屋内退避の継続期間や避難受入地域の状況等を十分考慮した上で、その方法や実施場所選定に係る基準、人員体制、資機材の配備、汚染物処理などの運営方法等を整え、国の責任において災害時に確実に機能する体制を構築すること。

セ　避難退域時検査及び簡易除染に必要な資機材を地方自治体等に整備し、国が災害時に自治体を支援するための体制を整備すること。

ソ　避難住民の円滑な受入のため、避難先となる地方自治体及び住民に対して、国が放射線等に関する知識の普及啓発を行うこと。

タ　避難ルート等の検討や準備、緊急時モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き地方自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

チ　原子力災害時においては、住民に対してあらゆる手段で情報を提供することが重要であることから、震災やそれに伴う停電の長期化があっても、テレビやラジオ、携帯電話などに電波を送受信するアンテナや中継器等の機能が失われることがないよう、通信の強靭化のために必要な対策を講じること。また、トンネル内を含む携帯電話等の不感地帯の解消のために必要な対策を講じること。

ツ　原子力災害時において円滑な住民避難を行うため、国は、発電所の状況や避難情報、交通規制、渋滞状況など関係機関等がそれぞれ提供する情報を集約したポータルサイトを立ち上げるとともに、アクセス輻輳による閲覧障害が生じないよう十分な能力のサーバを設置するなど、住民へ的確に情報が伝わるよう必要な対策を講じること。

テ　都道府県を越えた避難も想定されることから、住民受付や避難先等の情報管理を行うことができる全国共通システム等の整備を図ること。

ト　統合原子力防災ネットワークについては、その接続が専用端末に限られていることから、道府県、市町村及び関係機関の情報端末との情報の伝達・共有が容易となるよう、地方自治体の意向を踏まえて仕様の見直しを行うなど、環境の改善を図ること。

ナ　避難や屋内退避等における感染症対策については、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」等により方針が示されているが、感染症に係る最新の専門的知見等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うなど、引き続き、必要な対策を講じるとともに、放射線防護対策施設やオフサイトセンターでの感染症対策についてもより具体的に示すこと。

（２） 放射線モニタリング体制に関すること

原子力施設周辺の放射線モニタリングを平常時から緊急時に至るまでシームレスに実施するため、国が責任を持って取り組むこと。

ア　原子力施設周辺の放射線モニタリングに係る実施項目や実施範囲、測定地点の設定間隔等について、専門家を交えた議論の場においてモニタリングに関する指針を継続的に見直すとともに、地方自治体に丁寧かつ速やかに説明すること。

特に、平常時モニタリングについては、地方自治体が事業者等との協定などに基づき実施している経緯を尊重し、国が指針等を見直す場合や測定結果を独自に利用する場合は、事前に根拠や理由を示し、自治体の理解を十分得た上で進めること。

イ　放射線モニタリングプラットフォームについては、地方自治体と電力事業者の協定等に基づく現行の放射線監視体制に支障が生じないようにすること。

また、移行を検討している地方自治体に対し、必要な技術支援を行うこと。

ウ　緊急時モニタリングは、避難指示や飲食物摂取制限などを実施するためにも極めて重要であることから、国は、事前に地方自治体の理解を得た上で、自治体や事業者等における実施内容や役割分担、広域化・長期化に対応するための具体的な動員計画、避難ルートとなる海上も含めたモニタリング体制等を速やかに示し、緊急時モニタリング計画の改正を支援すること。

エ　令和６年能登半島地震では、電源及び通信の多重化を行ったモニタリングポスト等においても欠測・伝送不良が発生したことを受け、緊急時に防護措置の判断が確実に実施できるよう、国が責任を持ってバックアップ体制を含め必要な対策を講じるとともに、その内容を地方自治体に説明すること。

オ　上席放射線防災専門官を原子力施設の立地地域毎に複数名配置するとともに、資機材を早急に整備するなど、災害発生時において緊急時モニタリングセンターが確実に機能する仕組みを構築すること。

カ　ＵＰＺ外の緊急時モニタリングについては、海域や空域等の広域モニタリングを含め、国の責任において、地域の実情に応じた機動的なモニタリングの実施体制を確保するとともに、環境放射能水準調査のモニタリングポストを増設するなど、放射線の状況を確実に把握できる体制を構築し、実施方法等を具体的に示すこと。

特に、海域モニタリングを適切に実施するため、海洋での放射性物質の拡散予測システムの一層の研究開発に努めること。

キ　緊急時のモニタリング結果については、国が責任を持って住民に速やかに分かりやすくかつ丁寧に公表すること。

３　原子力災害医療について

（１） 原子力災害医療体制に関すること

原子力災害時に、被災者等に必要な医療を迅速、的確に提供するため、各地域の状況を勘案して、国が責任を持って平時から被ばく医療に対応できる体制整備に取り組むこと。

ア　原子力災害時における医療処置を円滑に行うため、被ばく傷病者の搬送体制を含め、緊急時に国、地方自治体、事業者、医療機関等が連携して適切に対応できるよう必要な対策を具体的に整理し、対応マニュアルを早急に作成すること。

イ　原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件において、原子力災害拠点病院及び一部の原子力災害医療協力機関は整備に努めることとされている原子力災害に対応できる業務継続計画について、作成に当たっての留意点やガイドラインを示すなど、計画を整備するために必要な支援を行うこと。

ウ　原子力災害医療派遣チームを保有する医療機関への財政支援や診療報酬の加算によるインセンティブ付与等により、派遣チームが十分に確保されるよう国において具体的な対策を実施すること。

エ　原子力災害発生時における原子力災害医療派遣チームの指揮命令系統の確立や被災した自治体へのチーム派遣の意思決定、自治体への個別・具体的な支援等について、被害や影響の大きさ等を考慮し、国も責任を持って主体的に取り組むこと。

オ　原子力災害時の重点区域内の医療ニーズに対応する体制の構築に当たっては、原子力災害拠点病院等の意見を十分に踏まえた上で、原子力災害医療派遣チームの活動範囲や優先順位を明確にするとともに、活動範囲に応じた研修や訓練を実施すること。

カ　複合災害発生時における原子力災害医療派遣チームとＤＭＡＴ等の医療チームの役割分担の整理や運用上のルールづくり等を地方自治体、原子力災害拠点病院及びＤＭＡＴ指定医療機関等の意見を聴きながら行うこと。

キ　原子力災害医療派遣チームやＤＭＡＴ等の医療チームが安全に活動するための線量管理マニュアルを策定すること。

ク　原子力施設の事故発生時から継続的に住民の被ばく評価を含めた健康管理が実施できるよう、統一的な基準に基づくマニュアルを早急に作成すること。なお、中長期的な放射線の被ばくによる健康影響の把握について、個人の行動調査と環境放射線モニタリングの結果から個人の被ばく線量の推定を行うとともに、個人線量モニタリングによる実測値が求められていることを踏まえ、緊急時に住民に対して行われる避難退域時検査及び甲状腺被ばく線量モニタリングの実施から統一的に行われるよう、省庁横断で作成すること。また、自治体が被ばくによる健康影響以外も含めて健康調査・健康相談を行うことの負担も考慮した体制を整備すること。

ケ　感染症の感染拡大時において、原子力災害時に主体的に治療、除染等の役割を担う原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関でのクラスター発生の可能性も否定できないことから、具体的な対応策について検討し、早急に対応方針を定めること。

（２）　安定ヨウ素剤に関すること

原子力災害時に安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用するため、国が責任を持って取り組むこと。

ア　事前配布体制の整備に当たり、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行うほか、医療用医薬品としての位置付けや説明会における医師の関与について見直すなど、住民や地方自治体の負担を軽減すること。

イ　配布後も地方自治体において薬剤の更新業務が継続的に発生するため、住民や自治体の負担が軽減されるよう、原子力災害対策指針において定められた薬局を活用した配布方式の早期導入に向けた環境整備を早急に行うほか、対象者の状況に応じた医師問診の省略や郵送による配布など更なる手続きの簡略化を図ること。

ウ　転出や死亡、使用期限切れ等により不要となった安定ヨウ素剤については、配布した自治体の回収努力にも限界があるため、本人又は家族によって廃棄処分できるよう手続きの簡略化を図るなど、国において実効性のある方法を示すこと。

エ　丸剤の使用期限に合わせたゼリー剤の使用期限の延長及びこれらの薬剤の使用期限の更なる延長について、早急に製薬業者を指導・支援するなど、実現に向け関係省庁が責任を持って対応すること。

　また、未就学児まで服用できるようゼリー剤の対象年齢を拡大するとともに、丸剤の服用が困難な者が適切に安定ヨウ素剤を服用できるよう既存のゼリー剤の増産や、３歳以上の服用量に合わせたゼリー剤の製造、水がなくても服用可能な薬剤の開発に積極的かつ早急に取り組むこと。

オ　原子力災害発生時の配布について、住民が適時・適切に服用できるよう、地方自治体の事情を十分に聴取の上、服用可否の事前把握やＰＡＺ外の取扱い、丸剤の服用が困難な者への対応を含め具体的な方法を明らかにし、早急にマニュアルを充実すること。

カ　事業者や自衛隊等による配布に係る人員確保の体制を整備すること。

キ　服用に係る住民不安や過度な混乱を防ぐため、服用の目的や効果とともに服用のタイミングや年齢による服用効果の違いなど、薬剤に関する正しい知識の啓発について、国が主体的に行うこと。

ク　国において、服用可否や副作用など医学的な相談に対応する窓口を運営するとともに、副作用や誤飲等による事故が発生した際に簡易な手続きで補償を受けることが可能な制度を創設すること。

（３）　甲状腺被ばく線量モニタリングに関すること

　放射性ヨウ素による甲状腺被ばく線量を的確に把握するため、国が責任を持って早急に取り組むこと。

ア　「甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル」において、実施主体となる道府県による実施計画の策定が位置付けられたが、測定結果に基づく甲状腺被ばく線量の推定方法や測定データの管理方法、住民への説明の在り方など、実施の意義・目的に関わる多くの事項が、未だ検討されていない状況となっている。これら実施体制構築に必要となる検討課題については、国が地方自治体の意見を取り入れながら早期に検討を進めること。

イ　甲状腺の詳細測定について、現在開発中の可搬型測定機器の実用化見込みを早期に示すとともに、実用化前の詳細測定について、国が車載のホールボディカウンタを避難所に投入するなど、地方自治体の負担を軽減する具体的な対応策を講じること。

ウ　被災した自治体においては、緊急時に様々な業務が集中し、短期間での対応が必要な甲状腺の測定体制への更なる人員確保は困難なため、国が平時から測定要員を全国から登録をし、災害時に資機材も含めた測定チームを編成・派遣するなど、全国的な測定要員の体制構築について、国が主導して進めること。

　特に全国的な応援体制が想定される電力事業者に対しては、事業者内での研修実施により要員の測定対応の知識・技能の習得を行うよう国が指導するなど、広域的な人材確保・育成に取り組むこと。

４　財政支援等について

原子力防災体制の見直しにより地方自治体が実施する防災対策の範囲が大きく広がっている状況を踏まえ、原子力施設の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮し、自治体が必要と判断した防護対策等については、ＵＰＺの内外にかかわらず、必要な財政支援を行うこと。

また、財政支援に当たっては、昨今の物価やエネルギーコスト、労務費等の上昇を考慮すること。

（１）　原子力災害体制の整備等に関すること

原子力防災対策に必要な資機材や備蓄品の配備及び維持管理、一般住民や避難行動要支援者等の円滑な避難に係る道路や港湾等のインフラやシステムの整備及び除排雪を含む維持管理、計画や防災関係マニュアル等の作成や周知のための研修・説明会及び各種訓練に係る必要経費について、十分な財政支援を行うこと。

（２）　放射線防護対策の強化等に関すること

ア　原子力防災関連施設や一時的な屋内退避施設、医療機関、社会福祉施設等の放射線防護対策の強化については、気密性の確保など放射線防護対策に係る科学的・技術的根拠を示すとともに、例えばＩＣＵ病床や救急病床を抱える医療機関や、災害対策の拠点となる役場庁舎など地方自治体が必要と判断したものについては、原子力災害対策重点区域内の全ての区域で、施設の耐震化も含め実施できるよう、原子力災害対策事業費補助金の対象を拡大するなど必要な財政支援を行い、早期に適切な防災対策が講じられるようにすること。

また、令和６年能登半島地震において、放射線防護対策施設の施設・設備に損傷が発生したことを踏まえ、大規模な自然災害発生時にも放射線防護対策施設の防護機能等が維持されるよう、施設の破損防止措置、設備の強靭化措置など、より幅広く財政支援を行うこと。

イ　放射線防護対策施設の維持管理等に係る経費については、フィルターの劣化管理など整備した設備の維持管理基準を明確にした上で、必要な予算を確保し、地方自治体に配分すること。また、令和６年能登半島地震において、多くの放射線防護対策施設に損傷が生じたことを踏まえ、施設の修繕や代替施設の設置に必要な財政支援を十分に行うこと。

加えて、固定資産税が課税されている法人が所有する社会福祉施設等が放射線防護対策施設用の設備を設置した場合、固定資産税負担額が増大することが課題となっていることから、国の責任において負担が生じないようにすること。

（３）　放射線モニタリング体制の整備に関すること

ア　「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」及び「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」の改訂等に伴う追加機材については、国が整備の考え方や基本仕様を提示するとともに、当該整備及び維持管理に係る必要経費については、地方自治体の新たな負担にならないよう十分な財政支援を行うこと。

イ　放射線モニタリングに係る財政支援に当たっては、交付金の統合時に、交付限度額の十分な引上げが行われなかったため不足が生じていること、また近年、地方自治体が必要とする交付金額に対して十分な予算が確保されていない現状に鑑み、別枠予算の確保、交付限度額の引上げ等により抜本的に改善し、継続的かつ適切な放射線モニタリングが実施できるよう、十分な財政支援を行うこと。特に臨時交付金などで大規模な機器整備を行った機材の更新時期を十分考慮し、地方自治体の意見を十分聴いた上で、制度改正等を行うこと。

ウ　地方自治体が放射線モニタリングプラットフォームへの移行を完了するまで、現在使用しているシステムの維持・更新に必要な費用については、自治体の負担にならないよう優先的に予算を確保するなど、十分な財政支援を行うこと。

（４）　原子力災害拠点病院等の体制整備に関すること

原子力災害拠点病院等については、研修・訓練の実施など負担が増大しており、原子力災害医療派遣チームが十分に確保できない状況となっていることから、関係医療機関等の協力が得られるよう、平時からの体制整備について、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を原子力災害医療に係る人材確保の支援に充てるなどの弾力的運用や別枠による支援を含め、必要な財政支援を早急に行うこと。

併せて、資機材の備蓄や施設整備、医療従事者の確保、中長期的な視点での人材育成等に関して、財政支援も含めた支援体制を強化すること。

（５）　広域避難体制の整備等に関すること

ア　避難生活における良好な生活環境の確保を図りながら広域避難体制を整備するために、ＵＰＺ外における避難先の確保や避難所としての設備の整備、運営及び備蓄品の確保に必要な財政支援を行うこと。

イ　原子力災害発生時における感染症対策や避難先で必要とされる救急医療等を実施するための必要な財政支援を行うこと。

（６）　電源三法交付金制度等の充実に関すること

ア　現在、複数の原子炉の廃止措置が決定されているところであるが、その完了には、今後、数十年の長い期間を要することから、防災対策等に係る財源を確保するため、電源三法交付金等については、原子力発電施設の廃止措置の完了までを見据えて制度の充実を図ること。

イ　原子力防災対策が必要な区域が３０㎞圏まで拡大されたことから、電源三法交付金制度については、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、地方自治体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。また、その実施に当たっては、新たに必要となる財源を確保すること。

併せて、直轄補助及び交付金事業の地方負担に対し電源三法交付金の充当を禁止している現行の通達を見直し、充当できるようにすること。

ウ　「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の特定事業に河川整備事業などを追加し、対象事業の拡充や補助率の嵩上げを行うなど支援の充実・強化を図ること。また、それに伴って必要となる予算について、既存の予算に上乗せして確保すること。

（７） 原子力損害賠償制度の見直しに関すること

福島第一原子力発電所事故の賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方等を明確にするため、法改正も含めた見直しをできるだけ早期に行うこと。

（８） 原子力災害発生時の風評被害対策に関すること

原子力災害時の風評被害対策について、未然防止を含め、国が責任を持って取り組むこと。

ア　原子力災害が発生した場合には、国が指揮する緊急時モニタリングセンターにおいて、放射線量の適切なモニタリングを実施し、国はその他関係機関と協力し、国民に対して信頼性、透明性のある情報を発信することにより風評被害の未然防止を図ること。

イ　仮に風評による損害が発生した場合は、期間、地域や業種などの限定なく原子力災害が発生しなければ生じることのなかった全ての損害について、迅速かつ確実な賠償を行うよう事業者を指導するなど、国が責任を持って万全な風評被害対策を講じること。

（９） 法人事業税の収入金額課税制度の堅持に関すること

電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度については、令和２年度税制改正において、小売全面自由化、送配電部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。現行制度は、地方自治体から多大な行政サービスを受益している原子力発電所を始めとする大規模発電施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すること。

令和８年７月17日

全 国 知 事 会